

## オンデマンド交通協議会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会はオンデマンド交通協議会(仮)(以下「協議会」という)と称する。

### 第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 協議会は高齢者など交通弱者の行動に適合するよう開発されたオンデマンド交通を適切に活用するための技術情報の集約を行い、オンデマンド交通の普及と発展を進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

(1) オンデマンド交通勉強会(仮)またはオンデマンド交通カンファレンス(仮)

オンデマンド交通の展開に関与する団体・関係者により、オンデマンド交通の普及促進のため、オンデマンド交通に関する情報交換や導入を検討している自治体等への情報発信を行う。

(2) その他自治体の活動支援

都道府県などの自治体が行うデマンド交通勉強会等の活動に対し、講師の派遣や導入に関する情報提供などの支援を行う。

(3) オンデマンド交通運行ログデータ活用の促進

オンデマンドバスを運行している自治体から運行ログデータを協議会会員に貸与することにより、オンデマンド交通の研究を促進する。

### 第3章 会員

(種別)

第4条 協議会の構成員は賛助会員と一般会員とする。一般会員には協議会の目的に賛同する企業、団体、個人を問わず参加できるものとする。

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 本協議会の一般会員になるには、所定の入会申込書に必要書類を添え、会長に提出し、評議会の承認を受けなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 組織等の参加については、組織等全体の参画を必ずしも要件とせず、一部署の参画も可とする。

(会費)

第6条 賛助会員は、評議会において別途定める会費を納入しなければならない。なお、一般会員の会費は不要とする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である組織等が消滅したとき。
- (3) 継続して、2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名された時。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、評議会の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本協議会の会則に違反したとき。
- (2) 本協議会の名誉を棄損し、または本協議会の目的に著しく反する行為をしたとき。
  - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う評議会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

## 第5章 役員

(種別及び定数)

第11条 協議会の代表者として会長1名を置く。

(選任等)

第12条 会長は、評議会において選任する。

- 2 会長の判断により副会長を選任することができる。

(職務)

第13条 会長は、この協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第14条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議会において出席者数の過半数の議決を得て、当該役員を解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められたとき。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第6章 評議会

(構成)

第17条 評議会は賛助会員及び賛助会員の推薦を受けた一般会員により構成される。

(権能)

第18条 評議会は年1回以上随時開催(メール会議等による開催も可とする)するものとし、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更、活動に必要な細則の立案、変更
- (2)オンデマンド交通協議会(仮)の活動に関する協議
- (3)協議会参加者の参加可否判断
- (4)会長の選任又は解任
- (5)賛助会費の額
- (6)その他運営に関する重要事項

## 第7章 事務局

(設置等)

第19条 この協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局職員は、会長が任免する。
- 3 事務局組織及び運営に関する必要な事項は、評議会の議決を経て会長が別に定める。

## 第8章 会計

(経費)

第20条 第3条 協議会の活動内容、運営は賛助会費及びその他の収入をもって充てる。協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(事業年度)

第21条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる。

附 則

- 1 本会則は、本協議会の成立日から施行する。  
 なお、成立日は、平成 27 年 8 月 11 日とする。
- 2 本協議会の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 大和 裕幸  | 東京大学 理事・副学長                         |
| 田中 敏久  | 東京大学生産技術研究所 先進モビリティ研究センター (ITSセンター) |
| 須田 義大  | 東京大学 生産技術研究所                        |
| 桑原 雅夫  | 東北大学大学院情報科学研究科                      |
| 中村 文彦  | 横浜国立大学理事(国際・広報担当)・副学長               |
| 飯嶋 喜志男 | 甲州市役所市民課 課長                         |

- 3 本協議会の設立当初の会長は以下の者とする。  
 大和 裕幸
- 4 本協議会設立当初の役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 5 本協議会の設立当初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、設立評議会のあった日から平成28年3月31日までとする。
- 6 本協議会の設立当初の賛助会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|          |               |
|----------|---------------|
| 賛助会費(年間) | 100,000円(税抜き) |
|----------|---------------|